

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

番号	提出書類	規格、上限枚数	提出部数
1	実施体制	A 4、2 枚	正本 1 部 副本 6 部
2	関連業務の実績	A 4、6 枚	
3	企画提案	A 4、30枚	
4	業務計画	A 4、3 枚	
5	参考見積書	A 4、3 枚	

※ 提出書類は、片面印刷とし、ホッチキス留めをせず、番号順にダブルクリップで留めてください。

2 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は執務時間内に担当者に直接提出し、郵送の場合は書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時（必着）

※ 提出期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8544 住所：高知県高知市丸ノ内 2 丁目 4 番30号

高知県警察本部 生活安全部生活安全企画課 担当:狩野

T E L：088-826-0110（内線3043）

5 受理通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

近年急増する特殊詐欺等の被害を防止するため、とりわけ被害の深刻な特

殊詐欺及びSNS型投資詐欺を対象を絞った被害防止啓発動画を作成し、高知県内を対象としてSNS広告により放映することで被害の防止を図るとともに、効果の検証結果を活用した広報活動を推進する。

(2) 事業内容

特殊詐欺等の被害防止啓発動画の制作、SNS広告、効果検証の三本柱とするものであり、別添の「高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務仕様書」のとおりとします。

7 企画提案書の記載事項

(1) 関連業務の実績

提出書類中番号2の関連業務の実績に関する記載については、令和2年1月1日以降に制作した広告動画の実績について記載し、そのうち5件を上限として、詳細な内容、SNS等での配信実績等について記載してください。

(2) 企画提案

提出書類中番号3の企画提案に関する記載については、被害防止啓発動画の制作、SNS広告、効果検証の3点について記載してください。

動画に関する記載については、絵コンテ、イメージ写真又はサンプル動画の添付など方式を問いませんが、著作権や肖像権等に配慮してください。

SNS広告に関する記載については、YouTube、Instagram及びFacebookによる配信を行いますので、各SNSの利用者数等を考慮し、各SNSでの配信数、配信期間、配信対象等効果的な配信計画について記載してください。

効果検証については、リーチ数や閲覧者を計上した統計ではなく、発注者の指定する内容のアンケートによって実施するものであり、当該アンケートの対象者数等対応可能な範囲、発注先等について記載してください。

(3) 業務計画

提出書類中番号4の業務計画については、外注する業務の内容、発注先等を含め、動画の制作スケジュール、放送期間、成果物の納品時期等業務全体のスケジュールを記載してください。

8 企画提案書についての留意事項

(1) 企画提案書は1者1提案までとします。

(2) 企画提案書は、片面印刷とし、原則文字サイズは10.5pt以上とします。

(3) 写真、イラストを使用する場合は、肖像権や著作権に問題の生じないものにしてください。

- (4) 原則として1の提出書類の表に記載した書類以外は、審査委員に配付しないものとします。ただし、専門用語、外注先情報、各SNSの特徴等の説明に必要となる内容については、添付資料としてA4用紙片面印刷10枚を上限に受け付けるものとします。

8 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
- ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの